

むらからまちから館 4 7 都道府県コーナー等出展に際しての留意事項

むらからまちから館への出展募集にあたりましては、別添— 1～3 の取扱要領及び次の補足事項に沿って、手続きいただきますようお願いいたします。

記

1. 4 7 都道府県コーナー< 6 カ月間の出展 > について

(1) 必ず様式— 1 の「申込書」に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。
継続の際も、同様です。白紙での継続申し込みは受け付けません。

(2) 特に、既存出展事業者が出展継続であっても、変更等がある場合については、変更事項を必ず記入のうえ再度提出ください。その際、変更箇所にはアンダーラインをお引きください。

【注意点】

§ 商品は消費税改定後の税抜価格で統一ください。

むらからまちから館では、消費税の改定に伴い、納品・仕入・売上・支払を全て税抜価格にて、管理させていただいております。お申し込みの際には十分ご注意ください。

§ 商品アイテム変更（品種変更）の場合

現行において出展している商品のどのアイテムから、今度は、何に変更するのかハッキリと明記（みえけしでも構いません）してください。

直近において、出展者が館で何を出展しているのか確認する場合は、毎月県連へ報告通知している「販売実績レポート」においてご確認ください。（期の途中での値上げはしないでください。）

§ 内容量及び価格変更は特にご注意ください。

■ 変更記入例.

【竹炭⇒竹酢液】【ひろす蒲鉾 300 g ⇒ひろす蒲鉾 500 g】【茶そば 300 円⇒250 円】

(3) 館では、商品の管理、売上管理はバーコード（共通 JAN コード）で行っております。

様式— 1 の「申込書」について、特に新規出展商品は各事業者が商品に使っているバーコードを記入するようになっております。必ずご記入ください。

記入もれがありますと、商品到着後の商品マスター登録となり、販売開始が若干遅れる場合があります。

なお、商品にバーコードのついていないものは、今までどおり当館で独自のハウスバーコードを発行しますので無記入でかまいません。

JANコードが商品についているのに、申請がなく館で独自のハウスバーコードを発行しますと、レジで違うコードを読み、混乱し売上が登録されませんので、ご注意ください。

- (4) 様式－1の「申込書」については、振込口座・銀行名・支店名の他に、「金融機関コード(4桁)及び支店コード(3桁)」を記載する必要がありますので、新規出展事業者については、必ず記入のうえ提出するようにしてください。
- (5) 新規出展事業者より、「まだ連絡がない」という館への問い合わせが多く見受けられますが、県連からの「申込書」に基づき当館にて販売商品の登録を行い、その後、館より出展事業者へ順次商品発注を行いますので、5月下旬より数日をかけてFAXで行われますことを申し添えます。
- (6) 合併で商工会コードの不明の場合は、空欄でもかまいません。

2. 47都道府県コーナー<1ヵ月間の出展>について

- (1) 必ず様式－2の「申込書」に必要事項を記入のうえ、館あて提出してください。
- (2) 1ヵ月(短期)コーナーにつきましては毎月更新(最長6ヵ月間)の有無を確認させていただいております。更新をご希望の際には、その都度申請書をご提出いただくよう、お願いいたします。
- (3) 特に、季節感のある商品の出展をお願いいたします。

3. 地酒コーナー(仕入れ)の出展推薦について

- (1) 酒の出展については、酒類販売免許の関係上、株ふるさとサービス名にて個別に事業者と交渉し、仕入れ販売いたします。貴県連傘下において、「〇〇酒造の××吟醸は稀少価値があり推薦に値する」などの地酒があれば、本館あて様式－4にて推薦のお申し込みをいただきますようお願いいたします。
- (2) 推薦いただいた後に、該当事業者と当館が交渉をさせていただきます。既にご推薦いただき、むらからまちから館とお取引の発生している出展者の推薦は不要です。
- (3) 酒類につきましては、製造免許、卸免許をお持ちでないと取引できませんので推薦の際には、ご確認ください。